

平成26年11月

糸田町農業委員会議事録

平成26年11月11日

平成26年11月11日 糸田町農業委員会議事録

1 開催の日時 平成26年11月11日（火）午前1時30分

1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第4研修室

1 委員会の開催及び閉会に関する事項

開会 平成26年11月11日 午後1時30分

閉会 平成26年11月11日 午前2時39分

1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

席順	選挙・選任別	氏名	出席	
1	選挙	長谷川芳廣	出席	
2	選挙	藤本千鶴子	出席	
3	選挙	藤村幸久	出席	
4	議会推薦	小嶋康子	出席	
5	農業協同組合推薦	植田芳滋子	欠席	
6	選挙	松下順一	出席	
7	選挙	藤村栄之助	出席	
8	議会推薦	早麻章三	欠席	
9	選挙	田中力	欠席	
10	選挙	前田勝美	出席	
11	選挙	廣房徳保	出席	
12	議会推薦	谷口健次郎	欠席	
13	選挙	廣房達生	欠席	
14	選挙	廣末勝彦	出席	
15	選挙	松岡忠文	出席	
16	農業共済組合推薦	森下慶治	出席	

1 議長名は次ぎのとおりである。

会長 森下慶治

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長 山崎毅

農業委員会事務局 熊谷直子

農業委員会事務局 高橋郁恵

1 説明者及び書記は次ぎのとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次ぎのとおりである。

- ・報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- ・審議第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について

1 その他

1 議事録署名委員の氏名

7番委員 藤村栄之助委員

10番委員 前田勝美委員

1 議事経過は次ぎのとおりです。

会長 時間になりました。
ただ今より、農業委員会を開催致します。
早速ですが、定足数の確認です。

事務局長 それでは定足数の確認を行います。
委員 16名中、11名が出席していますので、糸田町農業委員会規則第6条の規定により、この会議が成立していることを報告します。

会長 ただ今、事務局の方から定足数について説明がありました。定足数に達しておりますので、11月の糸田町の農業委員会を開催致します。

署名委員の使命をさせて頂きます。
7番委員 藤村 栄之助委員さん
8番委員の早麻委員が欠席されてますので欠員の場合は
10番委員の前田勝美さんにお願い致します。

では、早速ですが議題に移らせて頂きます。
まず報告第17号の農地法第18条第6項の規定による通知書についての説明を事務局お願いします。

事務局報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知書について読上

会長 ただ今事務局から、説明がございました。
この分に付きましては報告事項でございますのでご了承願います。

続きまして、審議第6号農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明をお願いします。

事務局 審議第6号農業経営基盤促進法の規定により農業地の利用権設定を受けるならびに設定をする者の届出がありましたので、農業委員会の承認を求めます。

平成 26 年 11 月 11 日 糸田町長 伊藤良克

総括

利用権設定存続期間 5 年 利用権を設定する者 5 人
利用権の設定を受ける者 4 人 面積 15,873 m²

計 上に同じです。

一事務局明細について読上

会 長 ただ今事務局から説明がありましたけどこの件について、ご意見ございませんか？

委員の方々 ありません。

会 長 審議第 6 号について何も無いということですのでこれについては承認することにします。

委員の方々 はい。

会 長 議案については、以上でございますので、その他にうつります。
その他については別紙でお配りした資料からご説明をさせていただきます。
まずは糸田町の農業経営基盤強化促進の構想について説明します。
事務局お願いします。

事務局 糸田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
それでは、改正の主なポイントについて説明したいと思います。新旧対照表がお手元にあると思いますが、
国は平成 26 年 4 月 1 日に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律を施行された為、基本構想の変更が必要となりました。
その主な改正内容は①農地中間管理機構の事業の特例、②青年等の就農支援です。
現在の方針は、平成 22 年 3 月に改正しているが、H24. 3 に策定し

た「県農業・農村振興基本計画」との整合を図るとともに、今回の法律改正を踏まえ基本方針を改正する必要があることから、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に基づき見直すこととなりました。

一事務局実際に改正する内容について説明

会長 事務局からの説明がありましたけど、基本的には農業の経営基盤の改正のことあります。これについて質問ありませんか？

廣房徳委員 すみません、ちょっと聞きたいんですが、④の農地の利用集積に関する目標なんですが、65.3%とありますが、今どのくらいなんですか？

事務局 今現在は57%となっております。

会長 よろしいですか？

廣房徳委員 もうひとついいですか？目標に対して目標をクリアしない場合はどうなるんですか？

事務局 ご説明いたします。基本的にはですね、農業委員会等でご審議いただいているだけでも、担い手への農地の集積というのが基本的に国、県、糸田町においても推進させていただいております。平成18年に改正をいたしました折に県の方から指導を受けた面積基準で計算をしたところ、糸田町の当面の集積面積が65.3%ででてきたというところでございます。

それにむけて数年間糸田町農業委員会等でも頑張っていきたい所であります、まだもう一歩至っていないのが現状でありますので、引き続き高い目標を設定しながら集積の方を推進していきたいと思っております。ただ、これを達成できなかったからと言って特段なにかペナルティーがあるわけではございません。また達成したとしても何か特例を受けられるというわけでもございません。あくまでもこれを目標として推進をしていくということの数字になっておりますので、ご理解をお願い致します。

会長 続きまして、私の方からでございますが、前回の会議の中で
●●の農地の件について二点あがっております。上方にあります農

地でございますけれども埋め立てて機材を置いているという指摘を受けました。進展がないということで私としては、現地を確認しながら所有者と話をさせてくれないかということで二度ほど現地で当事者と話し合いを持ちました。

まず一日目ですけれども●●さんに、新たな気持ちで状況を聞こうという事で担当の熊谷と●●さんと立会させてくれと言う事で●●さんと4人で、現地で説明を受けました。下の方につきましては書類をそろえているけれども隣接者の承諾がもらえないで、資料が出せないと言っておりました。私も農業委員会の決定させたことで私にもチャンスをくださいと言っております。その中で説明を聞いたんですけど、上のほうも農地転用の許可が出来た場合はそちらの土地を入れ替えて水揚げしたいと説明がありました。

委員会としてはこのまま残してするわけにはいかない。農業の改革において厳しい改革があっておりますし、農業委員会としても計画に入っているという事で指摘をうけて、農業委員会の決定についてはそれに従いますということでした。

つきましては一度整理してから二回目の話をしようということになりました。事務局との話では農林に除外申請に手続きをするように行ってきます。書類を揃えているところだが、隣接者の承諾書がいるということで、これが手に入らないので資料提出できないということでした。28日の話の中で行き違いがございまして、隣接者の許可の書類はいらないという事で、再度また局長を含めて、事情を説明したいとのことで5人で現地で確認しながら再度意見は聞きました。流れは一応聞いてきましたけれども、計画について文章にて報告させてくれとの話がありましたので、顛末書として提出していただきました。隣接者の関係については引き続き、他市町村在住のためなかなか会う機会がないので、再三出直して行くということです。

上方の資材とか碎石なんかおいてある分については、農振の除外または転用許可を進めて早く農地として活用したい。

また次回の農業委員会にて進捗状況を報告したいと思いますので、事務局から報告お願いします。

事務局

それでは、県の農林農村振興課のほうで除外申請の事前協議という事で、会長と●●さんと10月10日に現地で会って、書類の提出がありましたので、10月29日に飯塚農林に行きまして、書類の事前審査をしてもらいました。内容は下の田んぼの二枚を駐車場にしたいと

いう事なのですが、それだけの駐車場が必要なのかという事、代替地はないのかという事の検討がありまして。その結果あの土地しか候補地はありえないという事で、協議をして、細かい話はまだ続いていますが、事前申請の書類を提出しています。

もうすぐ県のOKがでれば、県の方で現地確認ということになりますし、その後本申請という形で、許可までには時間がかかりますが、許可がでれば農振除外の町の協議会を開きまして審議してもらいます。それが済めば農地の転用申請をしてもらい、それを農業委員会で審議してもらうという形になっています。

今のところ以上です。

会長 なにかご意見ございませんか？

小嶋委員 結局最初にこの問題になったのは工事のために駐車場をしてたということがあってですね、それはもうしないという事ではっきりしたわけですね？

会長 現実で、計画が甘かったという話はきいています。新たに職員がくるとか、それだけの土地を確保するスペースがなかったということで、今若干とめております。止めないようにという風には言っていますが、今後も駐車場がないために稼働率を50%以内に抑えている。そうしないと周囲に迷惑がかかりますので。転用申請だすと言っているので、農業委員会の中で転用を指導したのかなと思います。改善できないということであれば転用は仕方ないということで、指導をしている経緯があります。現実にはまだ何台かとめております。徐々に改善されているような状況でございます。

小嶋委員 最初は保育園児があそこで畑をしていて、その子供を移動させるバスを駐車するためというふうにお聞きしていたんですが、今回説明があった通りですが、農業委員会として、違う利用の仕方をしている一件を認めてしまえばですね、他も農地が簡単にそういう風にできるんだと思わないように、ぜひ時間はかかると思いますが、農業委員会としてもこれはきちっと監督しながら進めていかないといけないと私は思います。以上です。

- 会長 改良工事の関係で農業委員会に届け出した時、作付分と作業場分に分けて農業委員会に申請して了承いただいた文書が残っていますので、農業委員会としてはそのように埋め立て分に関しては了承したと思います。保育園のバスをとめて作業しやすいようにしたということでありましたので。
- さきほど言われた通り、他の分で駐車するというのは当初の目的に反することになるので、それは再度指導していきたいというふうに思います。
- 小嶋委員 ではお願いします。
- 長谷川委員 いいですか？今上の田んぼと道路沿いの田んぼの問題ですが、会長が説明している件について、ひとつひとつ分けてもう一度説明してもらえないですか？ごちゃごちゃになってわからないので。
- 会長 わかりました。
- 長谷川委員 上から行きましょう。
- 会長 まず上の田んぼですが、●●番地のことですね。平成10年の3月に農地の改良届出書が農業委員会に提出されました。これは果樹や野菜類を作るという事で出されたわけですが、数年間は果樹を作ったのですがアルカリ性の強い土壌であるとか、色々な状況があって作物がうまく育たなかつたため、作業を怠るようになりそれからご存じの通り土砂を入れたり、機械を仮置きしたりして管理を怠っていったわけです。
- 碎石は今仮置きしているという事で、捨てるのはもったいないので再利用するために置かせてほしいと、もし転用ができるのであればドバを作っていきたいというような説明がございました。
- 機械等移動できるものについては移動したいという事で、作業が必要なものもありますので、時間はかかりますが何とかしたいと。農地として利用したい、園児や高齢者のふれあい農地としての活用も考えているとのことです。上のほうについては以上でございます。
- 下の方ですが、●●番地、道路側にある方ですね。これは平成25年の11月に農地法の届出書を作付の分と作業所の分と二つにわけてこの会議で提出されました。目的は先ほど言いましたように園児のバスをとめたり、作業用として利用したいという事で改良しております。しかしやはり便利がいいものですから周辺の車がとまるようになっていき

ました。周辺の空地を利用して駐車場を確保しようと努力はしているようですが、施設も近く道路側であるということで・・・
目的外に使用していたけど、農業委員会としてできないのであれば転用しなさいと文書を出しなさい、というように言ったので。
現実には駐車をしているので、今後については書類等は事務局の方で県と調整していますので、こちらとしても協力しますし、現地確認等していただきたいと。仮置きしてある分については、当然あそこは農地をけずって土砂を取らないといけないので、そのように願い出ているようです。
今後もそういうことを受けまして農業委員会ではどうするか?という事を今日皆様にお話している次第でございます。

会長

長年の懸案事項でございますので、すぐどうのこうのとできませんので、今後迅速に解決できるように当事者と話をしたいと思います。文書につきましては事務局と協議しながら作りますので、提出したいと思います。

この件につきましては以上です。

つづきまして、図面につきまして事務局お願いします。

事務局長

はい。今お配りしています一万分の一の図面、土地利用計画図とあります。青に塗っているところ、黄色に塗っているところ、なにも塗っていないところとあります。

青地の部分が農業地区域になっています。農業振興地域内の農地のことをいいまして、特徴としましては今後10年以上にわたり農地以外の利用を厳しく制限している、農振除外の対象地ということです。黄色のところは通称白地といいまして農用地区域外になりますけど、農業振興地域内の農業地区域外農地のことを言いまして、特徴としては農地の集団性が低く土地改良事業を実施していない等の理由から青地の指定がなされておらずに、青地と比較すると農地以外の規制は比較的緩くなっている。農振除外は必要ないが農地転用は必要ということです。

青地の方は農振の除外申請がいります、さらに転用する場合は農業委員会に転用申請2つ入ります、そして黄色の部分は農振の除外申請は必要ないんですが、農地であれば転用は必要という事です。

以上です。

会長

なにか質問等ありませんか?

以上で農業委員会を終わります。

平成26年11月11日 午後2時39分終了